

病理組織固定液変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで弊社は病理組織固定液として、固定の浸透が良い20%ホルマリン液を使用してまいりましたが、免疫染色によるコンパニオン診断、ホルマリン固定パラフィン包埋（FFPE）組織からのDNA抽出による遺伝子検査等による個別化診療の進展に伴い、DNAや免疫抗原の保存に適した10%中性緩衝ホルマリン液の使用が推奨されています。また、昨年日本病理学会から出されました「ゲノム診療用病理組織検体取扱い規程」におきましても、10%中性緩衝ホルマリン液による組織固定が推奨されています。

このため、弊社の病理組織検査の検査要項におきましても10%中性緩衝ホルマリン液を推奨するとともに、本年10月より販売する病理組織固定液を10%中性緩衝ホルマリン液に変更することといたしました。

なお、固定液の使用法および固定後の保存方法に変更はありませんが、ホルマリン濃度が1/2になりますので、組織容積の10倍以上の病理組織固定液で固定して頂きますようお願いいたします。

また、従来の20%ホルマリン液についても10月以降も引き続きご使用頂けます。

誠に勝手ではございますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

■変更内容

変更内容	新	旧
病理組織固定液	10%中性緩衝ホルマリン液	20%ホルマリン液

※ 病理組織固定液の販売価格に変更はございません。

※ ホルマリン濃度が1/2になるため、組織容積の10倍以上の病理組織固定液で固定して下さい。

※ 従来の20%ホルマリン液も引き続きご使用頂けます。

■変更期日

●2018年10月1日(月)販売分より

以上